

長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地  
指定管理者の候補者選定について

1. 指定管理者候補者

長崎緑地公園管理事業協同組合

代表理事 赤瀬 憲市（長崎市出島町10番15号）

2. 選定経過

(1) 募集期間 平成21年7月21日～8月31日

(2) 応募団体 2団体

(3) 選定方法

平成21年7月10日から10月15日まで、計3回開催された外部有識者4名で構成する指定管理者選定委員会において、施設の管理運営方針や事業計画などについて審査を行った。

(4) 選定委員

大学関係者、地域政策関係者、建築関係者、文化施設関係者

(5) 選定結果（100点×4名＝400点満点）

審査基準及び評価の観点は別紙1「長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地指定管理者審査基準」のとおり

長崎緑地公園管理事業協同組合 308点

次点 269点

(6) 選定理由

事業計画について、ターミナルビル及び緑地の安全・安心な利用や管理などの実施方法を具体的に示すなど、管理計画が優れており、コストの削減にも取り組んでいる。

利用の向上につながる多様な方法・企画が提案されており、かつ県の負担額が少なかった。これらを総合的に評価した。

(7) 議事要旨

別紙2「選定委員会議事要旨」のとおり

(8) 事業計画書

長崎緑地公園管理事業協同組合（長崎県土木部港湾課で閲覧できます）

3. 今後のスケジュール

(1) 平成21年11月定例県議会に議案提出（公の施設の指定管理者の指定について）

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 指定管理期間 平成22年4月1日～平成26年3月31日（4年間）

4. 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 長崎県土木部港湾課

電話（095）824-3625 / FAX（095）821-9246

E-mail [s08040@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s08040@pref.nagasaki.lg.jp)

## 長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地指定管理者審査基準

事 項	区 分	配 点	評 価 の 観 点
1 住民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用を確保する方策	(適否)	・ 利用者が平等に利用できる届出・許可の申請制度としているか
			・ 利用許可や届出受理等の事務に関する運用基準の遵守について十分な認識があるか
			・ 個人情報の保護について十分な認識があるか
(小 計)		( - )	
2 施設の適正な管理運営	施設の設置目的との適合性		・ 公共施設として設置した県の目的を十分に理解しているか
			・ 利用料金の設定が近傍類似の施設と比べて適正か
			・ ターミナルビル及び緑地の適正な維持管理及び利活用の促進について十分な認識があるか
	施設の適正な維持管理		・ ターミナルビル及び緑地施設の保守・点検その他の維持管理方法が県の要求水準以上の提案があるか
			・ 樹木、植栽等の育成・管理方法が県の要求水準以上の提案があるか
			・ 駐車場について、適切な維持管理運営の方法が取られているか
			・ ターミナルビル及び緑地の警備並びに安全対策が適正か
	施設利用者の行為に対する適切な対応		・ 禁止行為や不適正な利用への具体的な対応策が講じられているか
			・ 緊急時の関係機関との連携・連絡体制が取られているか
			・ 利用者の要望への対応方法及び県への報告体制が適正か
施設の利用の促進		・ 施設の広報に係る具体的なかつ効果的な手法が提案されているか	
		・ クルーズ客船利用者に対する具体的なかつ効果的なサービスが提案されているか	
		・ セルフモニタリングに係る具体的なかつ効果的な手法が提案されているか	
自主事業への積極的な取り組み		・ 積極的かつ具体的な自主事業が提案されているか	
(小 計)		( 40 )	
3 施設の管理運営経費の縮減	収支計画の妥当性		・ 管理運営に関する事業計画と整合した収入計画となっているか
			・ 管理運営に関する事業計画と整合した支出計画となっているか
			・ 人件費の設定に著しい不適切はないか
	収入の確保と経費節減の方策		・ 利用料金収入及び自主事業収入の方策が適正かつ具体的であり、収入確保について十分な認識があるか
・ 人件費、維持管理費の積算及び外部委託の内容が適正かつ具体的であり、経費節減について十分な認識があるか			
経営の安定性		・ 経営状況が安定しているか	
(小 計)		( 30 )	
4 施設の管理を安定して行う組織及び人員等の確保	組織及び人員などの運営体制の確保		・ 管理運営に関する事業計画と整合した運営体制となっているか
			・ 構成員の個々の役割や責任の所在が明確な運営体制となっているか
	専門職員の配置と効率的な運営体制の確立		・ 有資格者や管理経験者など専門職員を適正に配置しているか
			・ 管理事務所の開所時間、人員配置等管理体制が確立しているか
		・ 各種苦情の処理、緊急対応、各種申請・届出の処理、違法行為の指導を効率的に行う運営体制となっているか	
(小 計)		( 30 )	
(合 計)		( 100 )	

長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地  
指定管理者選定委員会 議事要旨

1. 開催状況

- 第1回 平成21年 7月10日(金) 13時30分～17時00分
- 第2回 平成21年 9月28日(月) 13時30分～15時40分
- 第3回 平成21年10月15日(木) 13時30分～16時00分

2. 審議内容

【第1回 指定管理者選定委員会】

(1) 委員長の選任

委員の互選により委員長が選任された。

(2) 選定委員会の進め方の決定

今後、第2回委員会において書面審査(一次審査)を行い、第3回において応募者からの事業計画説明(プレゼンテーション)及びヒアリング(二次審査)を実施し、委員による採点后、審議のうえ候補者を選定することが決定された。

(3) 施設の概要の説明

事務局より施設の概要について説明がなされた。

(4) 募集要項の審議

募集要項案について審議が行われた。

(5) 審査基準の策定

審査基準が策定された。

【第2回 指定管理者選定委員会】

(1) 応募状況の説明

事務局から、2団体より応募があり、2団体とも応募要件を満たしていることが報告された。

(2) ヒアリング対象者の決定(一次審査)

応募のあった2団体ともヒアリングを実施することが決定された。

【第3回 指定管理者選定委員会】

(1) 応募者に対する審査・採点

応募者のプレゼンテーション及び委員による質疑・応答がなされ、その後採点が行われた。質疑内容は以下のとおり。

A団体

収入変動リスクへの対応、人員配置計画並びに労働関係法規の遵守、ビル管理におけるポイント及び自主事業としてのイベントの頻度並びに内容などについて質問がなされた。

## B 団体

人員配置計画並びに労働関係法規の遵守、屋上緑化の管理方法、イベント開催に伴うコスト及び外国語への対応などについて質問がなされた。

### ( 2 ) 指定管理者候補者の選定

A 団体である長崎緑地公園管理事業協同組合が候補者として選定された。

候補者に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 事業計画について、ターミナルビル及び緑地の安全・安心な利用や管理などの実施方法を具体的に示すなど、管理計画が優れており、コストの削減にも取り組んでいる。
- ・ 利用の向上につながる多様な方法・企画が提案されており、かつ県の負担額が少なかった。
- ・ 国際クルーズ船の受入拠点であることから、充分なおもてなしに努めるとともに、県民の憩いと交流の場として、多面的な情報発信を求めたい。

### ( 3 ) 選定結果報告書の審議

県に提出する選定結果報告書について審議が行われた。